令和　８年（ケ）第　　２２２号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月２５日
東京地方裁判所民事第２１部
裁判所書記官　福　井　琢　眞

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月１０日　午前　９時００分から 令和　８年１２月１７日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月２３日　午前　９時３０分 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　６日　午前１１時００分 東京地方裁判所民事第２１部
特別売却実施期間	令和　８年１２月２４日　午前　９時２０分から 令和　８年１２月２８日　午後　５時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月２５日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	28,630,000 22,904,000		5,726,000	90,441	19,379
備考					

令和　８年（ケ）第　　２２２号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　荒川区東日暮里四丁目１２３番地

建物の名称　　アステリオン日暮里

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　東日暮里四丁目１２３番の５０２

建物の名称　　５０２

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　５階部分　　３８．２３平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　荒川区東日暮里四丁目１２３番

地　　目　　宅地

地　　積　　３３０．５７平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　９６１２８分の４０３０

令和　８年（ケ）第　　２２２号

物　件　明　細　書

令和　８年１０月２７日
東京地方裁判所民事第２１部
裁判所書記官　福　井　琢　眞

1　不動産の表示
【物件番号１】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号１】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号１】
管理費等の滞納あり。

《　注　　意　　書　》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して，執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか，ＢＩＴシステムのお知らせメニューにも登載されています。

令和　８年（ケ）第　　２２２号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　荒川区東日暮里四丁目１２３番地

建物の名称　　アステリオン日暮里

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　東日暮里四丁目１２３番の５０２

建物の名称　　５０２

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　５階部分　　３８．２３平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　荒川区東日暮里四丁目１２３番

地　　目　　宅地

地　　積　　３３０．５７平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　９６１２８分の４０３０

令和８年（ケ）第２２２号
令和８年８月１４日受理
令和８年９月４日提出
（評価人　有沢範芳）

現 況 調 査 報 告 書

東 京 地 方 裁 判 所
執行官　　白　石　　圭

令和　８年（ケ）第　　２２２号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　荒川区東日暮里四丁目１２３番地

建物の名称　　アステリオン日暮里

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　東日暮里四丁目１２３番の５０２

建物の名称　　５０２

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　５階部分　　３８．２３平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　荒川区東日暮里四丁目１２３番

地　　目　　宅地

地　　積　　３３０．５７平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　９６１２８分の４０３０

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	東京都荒川区東日暮里四丁目３１番１５－５０２号　アステリオン日暮里
建物	物件１
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　□その他の者 上記の者が本建物を居宅（空室）として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
管理費等の状況	管理費等の月額は次のとおり 管理費　9,600円 修繕積立金　10,400円 令和８年９月３日現在 □滞納はない ■滞納がある 令和５年６月分～同８年９月分 計710,400円 なお、上記滞納金元金のほか、同元金に対する年14．6%の割合による遅延損害金（金額につき回答なし）がある。
管理費等照会先	株式会社エヌティーコーポレーション
その他の事項	
敷地権	符号１
現況地目	■宅地（符号１）　□公衆用道路（符号　）□　（符号　）
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり □
敷地権の種類	■所有権（符号１）　□地上権（符号　）　□賃借権（符号　） □　（符号　）
その他の事項	上記土地は、東側、北側において建築基準法上の道路（いずれも区道）に接面している。
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　令和　年（　）第　号 保管開始日　令和　年　月　日
敷地権以外の土地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
氏名不詳 （フォーナイン株式会社担当者）	本件建物との所有者との契約関係については今年の春頃から切れています。よって、当社は無関係なのでお答えできることはありません。私の氏名についてもお答えできません。 （令和８年９月４日電話聴取） 以　上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

1． 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。

2． 本件建物の占有状況等は、次のとおりであった。

① 本件建物の集合郵便受け（１階）には所有者Ａの氏のシールが貼付されていたが、玄関には表札等がなかった。

② 初回臨場時及び立入調査時のいずれも不在であった。なお、初回臨場時において、集合郵便受け内を確認したところ、Ａ宛の普通郵便物及び不在票が存在した。

③ 本件建物内には、家具・寝具・日常生活用品等の動産類が一切なく、電気、ガス、水道の供給は全て停止されており、空室の状況であった。

④ なお、共用部管理会社の株式会社エヌティーコーポレーションから、本件物件はフォーナイン株式会社が使用している旨の回答があったので、同社担当者に電話で確認をしたところ、関係人の陳述等欄記載のとおり、本件物件に関して無関係である旨の回答があった。

3． 本件建物の占有関係については、上記資料及び現場の状況から、本報告書２枚目に記載のとおり認定した。

以 上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過		
調査の日時	**調査の場所等**	**調査の方法等**
令和８年８月１７日 12：20－12：38	物件所在地	■物件確認　■物件調査　■占有調査 ■写真撮影　□図面作成　□評価人同行 □居住者から聴取 ■占有者に対する臨場日時通知書・照会書差置
令和８年８月１７日 ：　－　：	当庁	■管理費等に関する調査（FAX）
令和８年８月２６日 9：45－10：47	物件所在地	■物件確認　■物件調査（立入調査）　■占有調査 ■写真撮影　■図面作成　■評価人同行
令和８年９月４日 10：30－10：38	当庁	■フォーナイン株式会社担当者から電話聴取
年　月　日 ：　－　：		
年　月　日 ：　－　：		
年　月　日 ：　－　：		

（特記事項）

□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行させて臨場した。

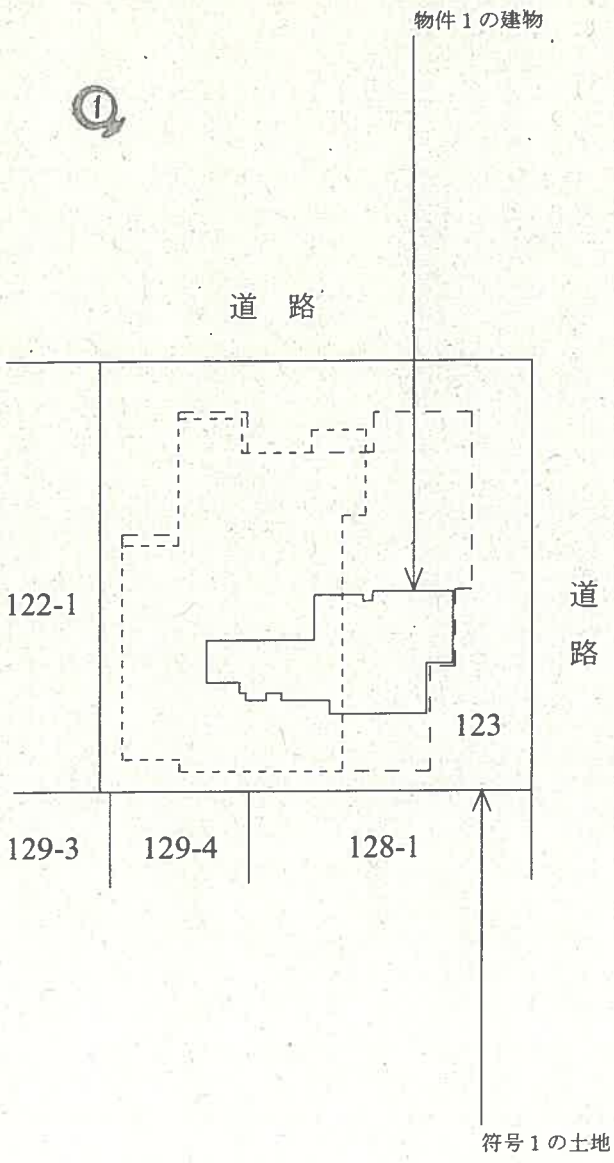
■　令和８年８月２６日
　目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Ｂを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

（写真３葉添付）

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（土地建物位置関係図）　　令和８年（ケ）第２２２号

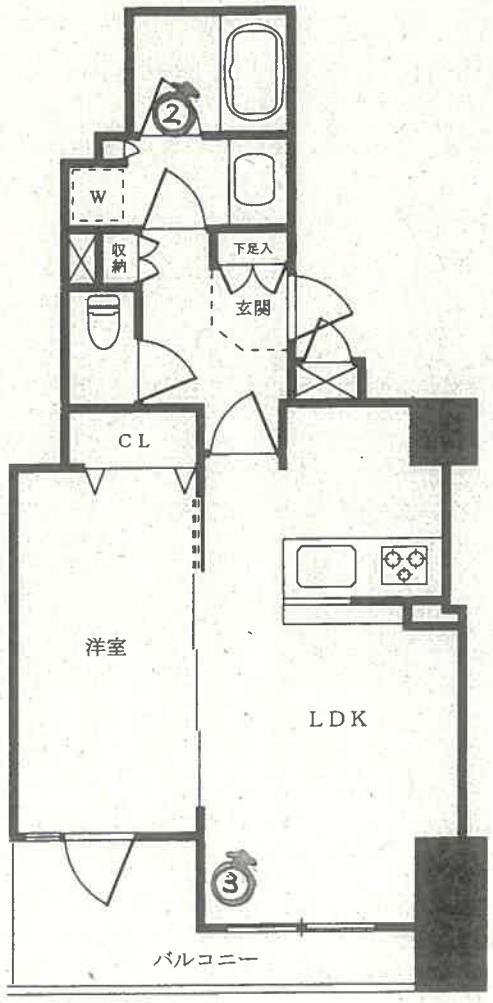


◀◯：写真撮影位置と方向

（ 6 枚目）

（建物間取図）　　令和８年（ケ）第２２２号

５０２

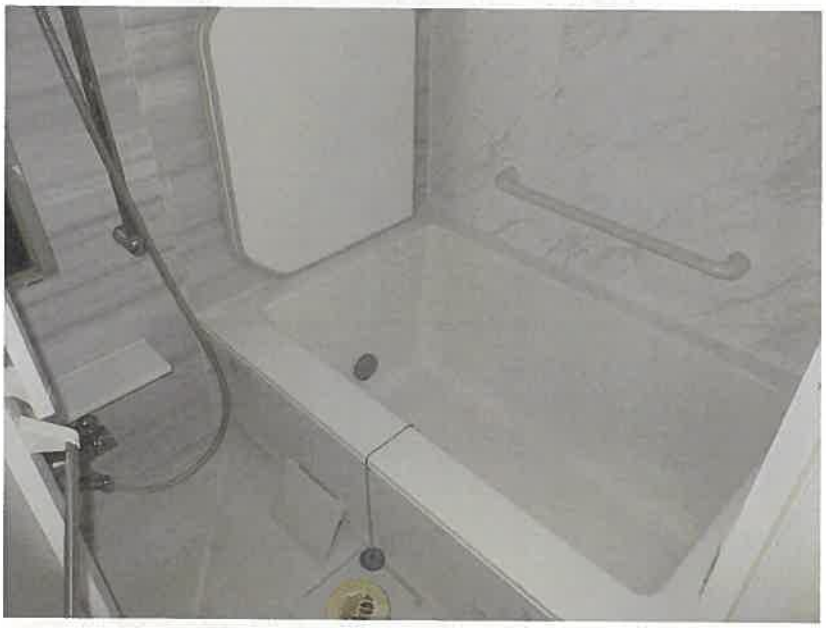


◀◯：写真撮影位置と方向

01



02



03



令和８年（ケ）２２２号
令 和 8 年 8 月 26 日　現地調査
令 和 8 年 9 月 16 日　評　　価

東京地方裁判所　御中

評　　価　　書

評価人　　有 沢　範 芳

第１　評価額

物件番号	評　価　額
物件1	金　28,630,000 円

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登記	現況
１	次頁物件目録記載のとおり		（住居表示） 荒川区東日暮里４－３１－１５ （マンション名、部屋番号） アステリオン日暮里 502号室
番号	特記事項		
	特になし		

※現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

令和　８年（ケ）第　　２２２号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　荒川区東日暮里四丁目１２３番地

建物の名称　　アステリオン日暮里

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　東日暮里四丁目１２３番の５０２

建物の名称　　５０２

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　５階部分　　３８．２３平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　荒川区東日暮里四丁目１２３番

地　　目　　宅地

地　　積　　３３０．５７平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　９６１２８分の４０３０

第４　目的物件の位置・環境等

１．土地の概況及び利用状況等

位置・交通	ＪＲ常磐線「三河島」駅の南方約700ｍ(道路距離、徒歩約9分)、ＪＲ山手線・京浜東北線「鶯谷」駅の北方約800ｍ(道路距離、徒歩約10分)、荒川区東日暮里４丁目31番街区に位置している。(附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	マンション、戸建住宅、事業所等が混在する地域。	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	準工業地域
	建ぺい率	60%　(指定)
	容積率	300%　(指定)
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	第３種高度地区、敷地面積の最低限度60㎡
画地条件	地積	330.57㎡
	形状	ほぼ正方形
	間口・奥行	間口(東側)約18.2ｍ・奥行約18.2ｍ
	地勢	平坦
接面道路の状況等	東側が幅員約6ｍの区道(建築基準法第42条1項1号)、北側が幅員約6ｍの区道(建築基準法第42条1項1号)に接面している。	
土地の利用状況等	物件1を含む後記一棟の建物の敷地として利用されている。建物の配置は、附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	
供給処理施設(基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている)	上水道	あり
	都市ガス	あり
	下水道	あり
敷地権の表示	敷地権の種類	所有権
	敷地権の割合	96,128 分の　4,030
特記事項	荒川区の「防災地図(水害版)」によれば浸水が想定される区域に所在している。	

2．建物の概況

（1）一棟の建物の概要

マンション名	アステリオン日暮里	
建物の用途	共同住宅（総戸数：23戸）	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	平成28年6月30日新築 約10年 約40年
構造・延床面積	鉄筋コンクリート造陸屋根７階建 1,244.98㎡	
仕様	外壁 その他	タイル貼等 なし
設備等	オートロック、宅配ボックス、エレベーター、駐車場、自転車置場、管理室等	
建物の品等	普通	
管理の形態等	管理組合 管理会社 管理形態	あり ㈱エヌティーコーポレーション 委託
管理の状況	普通	
特記事項	なし	

（２）専有部分の概要

構造・種類	鉄筋コンクリート造１階建・居宅	
位置	５階部分（502号室）・中間住戸 主要開口部の方位：東向き	
床面積	専有面積	38.23㎡
	共用部分を含む現況床面積	52.66㎡
間取り	１ＬＤＫ	
バルコニー等	東側にバルコニーあり	
仕様	天井	ビニールクロス等
	床	フローリング等
	内壁	ビニールクロス等
	設備	システムキッチン、ユニットバス等
	その他	特になし
維持管理の状態	普通	
管理費等	管理費	9,600円／月
	修繕積立金	10,400円／月
	滞納額	710,400円
	遅延損害金	上記滞納については、年利14.6％の遅延損害金が請求される。
		令和8年9月3日現在
専有部分の利用状況等	自用	
特記事項	なし	

第５　評価額算出の過程

評価対象不動産は、区分所有建物（マンション）である。本件は都市型の区分所有建物であり、買受人が投資用不動産として保有することも社会的・経済的観点から合理的と判断されるので、積算価格と収益価格を求めて、これらを調整して得た価格に基づき、競売市場を前提とした評価額を下記のとおり決定した。

Ⅰ　積算価格の試算

1　基礎となる価格

①　建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて下記のとおり建物価格を求めた。

再調達原価 （円／㎡） ア	現況床面積（㎡） イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格（円） エ
430,000	×　52.66	× 0.76	＝　17,210,000

ア 再調達原価：一棟の建物の平均単価

イ 現況床面積：固定資産関係証明書記載の現況床面積（共用部分を含む）を採用。

ウ 現価率

・ 経過年数 約10年、　経済的残存耐用年数 約40年、　観察減価率 5%（建物の状況等を考慮）

・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、　現価率を下記のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数÷（経過年数＋経済的残存耐用年数）×（1−観察減価率）

現価率＝ 40年 ÷ （ 10年 ＋ 40年） ×（1− 0.05） ＝ 0.76 （小数第3位を四捨五入）

エ 建物価格：1万円未満四捨五入の端数処理を行った。

② 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

更地価格		地積 (㎡)	建付減価	敷地権の割合	敷地権価格 (円)
標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	ウ	エ	オ	カ
800,000	× 1.05	×330.57	×1.00	×4,030 ／96,128	＝ 11,640,000

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口・奥行、規模等）等が標準的な中間画地を想定した。

公示地　「　荒川－10　」

（公示価格等）　（時点修正）　（標準化補正）　（地域格差）　（規準価格）

778,000 円／㎡ × 110 ／ 100 × 100 ／ 100 × 100 ／ 107 ＝ 800,000 円／㎡

（上三桁未満四捨五入）

時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：ほぼ標準的な画地であり補正なし。

地域格差：公示地等の所在地域は対象地域と比較して、交通接近条件、街路条件、行政的条件で優っていることを考慮して査定した。

イ 個別格差：角地であることを考慮して査定した。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：必要なし。

オ 敷地権の割合：登記記載による敷地権の割合による。

カ 敷地権価格：１万円未満四捨五入の端数処理を行った。

2 積算価格（敷地権付建物の価格）

建物価格 (円)	敷地権価格 (円)	価格補正	個別格差	占有減価修正	積算価格（円）
ア	イ	ウ	エ	オ	カ
(17,210,000	＋ 11,640,000)	×1.30	×1.01	×1.00	＝ 37,880,000

ア 建物価格：前記1①エ

イ 敷地権価格：前記1②カ

ウ 価格補正：同一マンション及び周辺の類似マンションの取引水準を考慮して判定した。

エ 個別格差：　階層別補正 … 1.01　（基準階=4階、対象=5階）

位置別等修正 … 1.00　格差なし

その他 … 1.00

相乗積　1.01 × 1.00 × 1.00 ＝ 1.01　（小数第3位を四捨五入）

オ 占有減価修正：必要なし。

カ 積算価格：１万円未満四捨五入の端数処理を行った。

Ⅱ　収益価格の試算

目的物件は、賃貸に供されてはいないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される有効純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、ＤＣＦ法（Discounted Cash Flow 法）による収益価格を以下のとおり求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、さらに競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるので、必ずしも想定の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《ＤＣＦ法による価格査定表》

３年間の有効純収益現価の合計	正味復帰価格の現価					収益価格
	４年目の有効純収益	最終還元利回り	３年目期末復帰価格※１	複利現価率	正味復帰価格現価	
			イ÷ウ×（1−0.03）	※2		
ア	イ	ウ	エ	オ	エ×オ＝カ	ア+カ＝キ
円	円	%	円		円	円
3,805,221	1,331,200	4.1	31,494,244	0.8916	28,080,268	31,890,000
（ 11.9 %）					（ 88.1 %）	（ 100 %）

※１　売却に要する仲介手数料等を売却価格（イ÷ウ）の3%と査定した。

※２　複利現価率の計算式

$$1 \div (1 + 3.9\%)^3 = 0.8916 \quad \text{（小数第5位を四捨五入）}$$

ア　3年間の有効純収益現価の合計：目的物件を賃貸することにより保有期間中（第1期～第3期）に得られるであろうと予測した各期の有効純収益を、複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。

イ　4年目の有効純収益：保有期間終了後（4年目）の有効純収益である。

ウ　最終還元利回り：4年目の有効純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに対象不動産の個別リスク等を考慮して査定した。

エ　3年目期末復帰価格：4年目の有効純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から対象不動産の売却に伴う仲介手数料相当額等を控除した価格である。

オ　複利現価率：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ　正味復帰価格現価：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

キ　収益価格：保有期間中に得られる有効純収益の現在価値と保有期間終了後の売却予測価格の現在価値の合計額で、１万円未満四捨五入の端数処理を行った。

Ⅲ　評価額の判定

1　試算価格の調整

積算価格と収益価格が以下のとおり求められた。積算価格は対象不動産の原価性に着目した価格であるが、市場性についても考慮して求めた。収益価格は対象不動産の収益性に着目した価格で理論性の高い価格である。対象不動産は１ＬＤＫタイプのマンションで自用目的のほか賃貸目的の需要も見込まれるので、本件では積算価格を標準とし、収益価格を考慮して調整後の価格を下記のとおり求めた。

①　積　算　価　格	37,880,000　円
②　収　益　価　格	31,890,000　円
③調整後の価格	36,900,000　円

2　評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額並びにその他の控除（敷金等）を考慮して評価額を決定した。

調整後の価格（円） ア	市場性修正 イ	競売市場修正 ウ	滞納管理費等相当額の減価 エ	その他の控除(敷金等)（円） オ	評価額（円） カ
36,900,000	× 1.00	× 0.80	×0.97		＝ 28,630,000

ア 調整後の価格：積算価格と収益価格を調整した後の適正価格。

イ 市場性修正：必要なし。

ウ 競売市場修正：　「第２評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

エ 滞納管理費等相当額の減価：滞納管理費等及び代金納付に至る間の予想滞納相当額を考慮した修正を行った。

オ その他の控除（敷金等）：　必要なし。

カ 評価額：1万円未満四捨五入の端数処理を行った。

第６　参考価格資料

地価公示価格　（　　荒川－10　　）

所　　在：荒川区東日暮里5丁目5番13　　「東日暮里５－５－７」

価　　格：778,000 円／㎡

位　　置：「日暮里」駅、700m（道路距離）

価 格 時 点：令和8年1月1日

地　　積：147㎡

形　状　等：長方形

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：西8m区道

用途指定等：準工業地域、建ぺい率60%、容積率400%、防火地域

地域の概要：一般住宅、事務所、作業所等が混在する地域

第７　附属資料

位置図
公図写
建物図面・各階平面図写

以　上

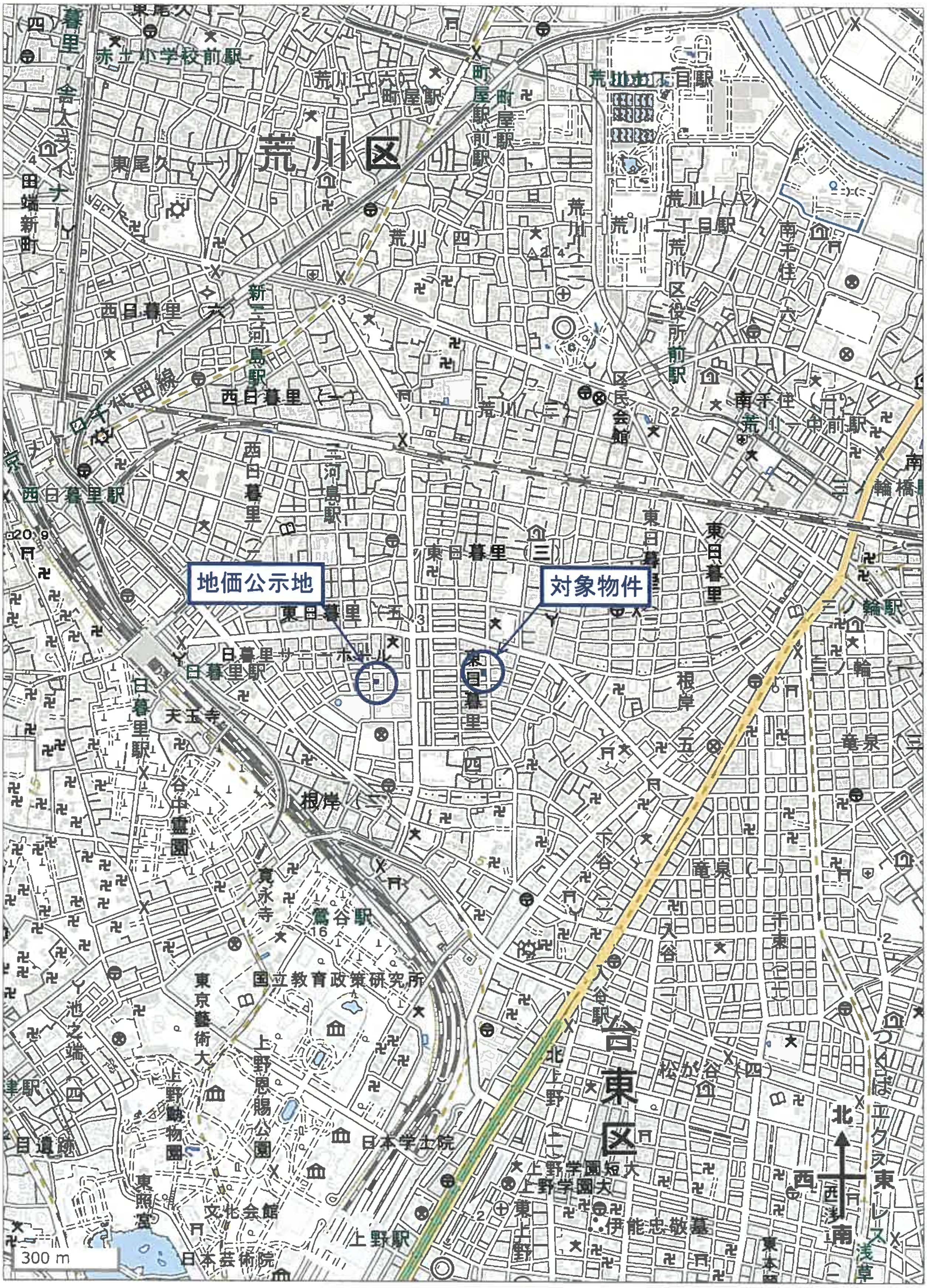
令和8年9月16日

評価人　不動産鑑定士

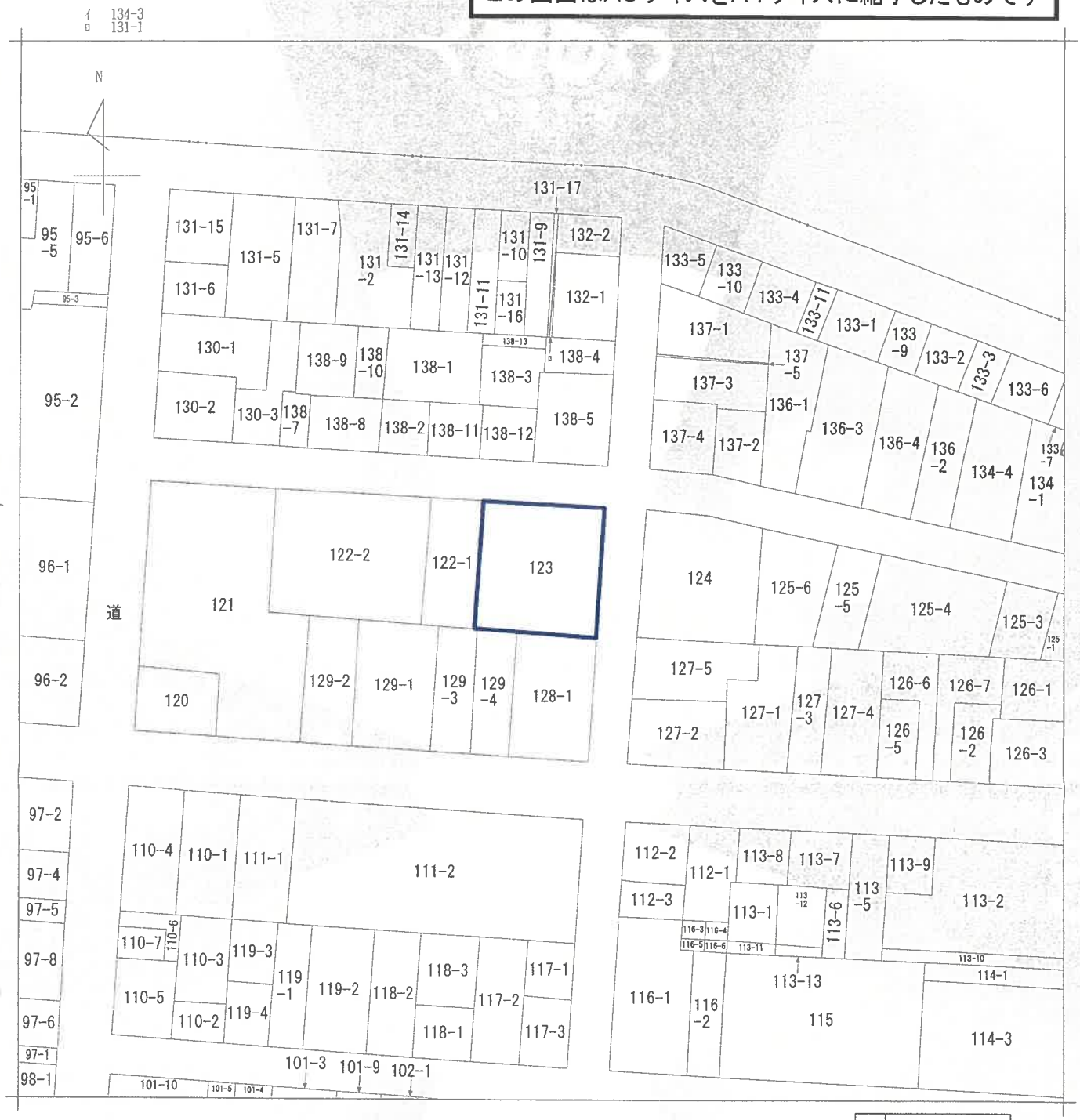
有 沢　範 芳

地理院地図
GSI Maps

位置図



この図面はA3サイズをA4サイズに縮小したものです



（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	東日暮里４丁目

請求部分	所　在	荒川区東日暮里四丁目				地　番	123番		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日（原図）				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

（東京法務局北出張所管轄）

令和8年5月27日

富山地方法務局

登記官 [redacted]

請求番号：13-1

(1/1)

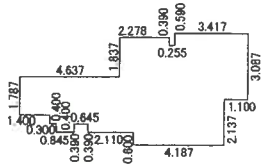
登記年月日：平成28年7月5日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（東京法務局北出張所管轄）
令和8年5月27日　富山地方法務局
登記官
[redacted]

各階平面図

家屋番号	東日暮里四丁目 １２３番の５０２
建物の所在	荒川区東日暮里四丁目１２３番

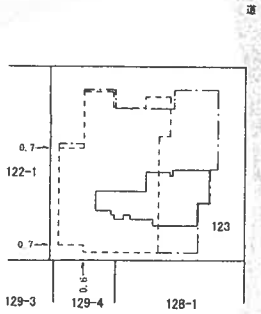
建物図面



求積表

1.400	×	1.787	＝	2.501800
0.300	×	2.187	＝	0.656100
7.787	×	2.197	＝	17.108039
0.845	×	0.390	＝	0.329550
6.297	×	0.390	＝	2.455830
2.278	×	0.390	＝	0.888420
5.950	×	1.447	＝	8.609650
4.187	×	0.600	＝	2.512200
3.417	×	0.590	＝	2.016030
1.100	×	1.050	＝	1.155000
			計	38.232619

床面積　38.23　㎡



建物の存する部分　５階

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小したものです

単位：m

作成者	[redacted]	縮尺	1/250

申請人	[redacted]	縮尺	1/500

（東京土地家屋調査士会用紙）

請求番号：13-2